「嬬恋村国民健康保険診療所基本構想（案）」の意見募集結果について

「嬬恋村国民健康保険診療所基本構想（案）」に関する意見公募手続きは、令和８年１０月１日から１１月６日までの期間で行いました。その際、１団体より計１件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び村の考え方は、以下の通りです。

１ 意見募集手続きの概要

（１）意見募集期間

令和８年１０月１日から１１月６日までの間

（２）周知方法

ア　村公式ホームページに掲載

イ　令和８年１０月第９０７号の「広報つまごい」に掲載

※嬬恋村国民健康保険診療所待合スペースに閲覧用の印刷物及び意見提出用紙を設置

（３）意見の提出方法

ア　ファクス、電子メール、Webフォーム

イ　持込み又は郵送

（４）提出先

嬬恋村役場　住民課　国保係

２ 意見募集の結果

No.	頂いたご意見	村の考え方	修正の有無
1	大規模な専用施設ではなく、村の実情に合った規模・既存施設の活用を基本としつつ、体操や軽運動、健康教室ができる多目的スペースの確保や、小規模でもしっかり運動できる場づくりを検討してほしい。 （※参考：本編 1P 第１章第１節、11P 第４章）	新診療所の整備にあたっては、過度な設備投資を避け、限られた財源の中で持続可能な運営が可能な規模とすることを基本としております。その中で、限られた空間や既存施設・地域資源の活用を見据えつつ、健康づくりや予防医療を推進するための機能や動線、スペースの確保・活用については、今後の詳細な基本設計や具体的な施設レイアウトの検討段階において、多角的な視点から調査・研究してまいります。	無

2	医師の判断や助言が必要な方に対し、健康運動指導士等が連携して個々の健康状態に配慮した運動へつなげられる仕組みをつくり、村の保健事業と連動させてほしい。 （※参考：本編 14P 第 5 章第 2 節）	医療と運動指導の連携および保健事業との連動について（提案②・③関連） 生活習慣病の重症化予防や特定保健指導、健康寿命の延伸を図る上では、診療所における医療提供と、村の保健担当部門や健康増進に関する取り組みが一体となることが極めて重要であると認識しています。医師による診断や助言と、専門的な運動指導をつなぐ連携のあり方や、住民が日常的に予防に取り組める環境づくりについては、指定管理者や関係機関とも協議しながら、地域の実情に応じた効果的な保健事業との連動方法を模索してまいります。	無
3	特定保健指導などで生活習慣改善が必要とされた方が、村内で運動の相談や実践を始められるよう、診療所・保健担当部門・運動指導者が情報共有と役割分担を行う流れを検討してほしい。		
4	医師による運動療法や指定運動療法施設などの制度については、要件や費用対効果を確認したうえで将来的な選択肢として調査を。ただし、まずは認定の有無にかかわらず「運動指導を受けられる場と医療との連携」を確保することが重要である。	医師の処方に基づく運動療法や指定運動療法施設等の制度につきましては、施設の要件、運営体制、費用対効果などの課題を踏まえ、将来的な選択肢の一つとして、その適用可能性や村民にとって実現可能な形について引き続き調査・研究してまいります。	無
5	専門事業者だけでなく、地域住民に「健康リーダー」を担っていただくなど、地域全体で健康意識を高め、診療所と連携して持続的に運用できる仕組みづくりを一体的に考えるべきである。	健康づくりの推進にあたっては、行政や医療機関だけでなく、地域で活動される専門人材や住民の皆様（健康リーダー等）との協働・役割分担が、息の長い活動を支えるカギになると考えております。地域全体で健康意識を高め、自主的な取り組みが継続できるような仕組みづくりや環境整備の視点を大切にしながら、今後の具体的な事業展開に活かしてまいります。	無

6	健診後や特定保健指導対象者への支援、シニア・働き世代の健康寿命延伸、QOL 向上に寄与し、ひいては将来的な医療費・介護費用の適正化につながる。診療所が「診療を受ける場所」であると同時に、村民が日頃から健康を守る身近な拠点となることを期待する。 （※参考：本編 18P　第 8 章）	ご指摘のとおり、健診・特定保健指導等の機会を通じて村民が健康な時期から日常生活の中で予防・健康づくりに取り組むことは、QOL の向上や健康寿命の延伸のみならず、中長期的な医療費・介護費用の適正化を図る上でも極めて重要な視点であると認識しております。 新診療所が「病気になってから通う場所」にとどまらず、村民が日頃から健康維持・増進を意識し、必要な支援や予防行動へスムーズにつながることができる「地域包括ケアシステムの拠点・健康維持の拠点」となるよう、施設計画および今後の運用・事業体制の検討において反映に努めてまいります。	無